

横浜市建築審査会会議録

| | | |
|------|--|--|
| 日時 | 令和元年9月20日（金）午後1時30分から午後3時30分まで | |
| 開催場所 | 市庁舎5階「関係機関執務室」 | |
| 出席者 | 委員 | 大久保 博 会長 松下 倫子 委員 鈴木 伸哉 委員 庄司 博之 委員 西本 公子 委員 |
| | 幹事等 | 幹事 土田 環境創造局 環境管理課長 曾根 建築局 企画課長 石井 建築局 建築企画課長 高井 建築局 建築指導課長 正木 建築局 市街地建築課長 |
| | | 議題 提案課 等 正木 建築局 市街地建築課長 濱田 建築局 市街地建築課 担当係長 建築局 市街地建築課 佐藤 |
| | 事務局 | 榊原 建築局 建築監察部長 石津 建築局 建築監察部 法務課長 村上 建築局 建築監察部 法務課 審査係長 建築局 建築監察部 法務課 松井、藤原 |
| 欠席者 | 委員 | 金子 修司 委員 三輪 律江 委員 |
| | 幹事 | 武田 環境創造局 みどりアップ推進課担当課長 大友 建築局 都市計画課長 羽太 建築局 情報相談課長 松井 都市整備局 企画課長 梶山 都市整備局 都市デザイン室長 入江 都市整備局 都市交通経営担当課長 磐村 都市整備局 地域まちづくり課長 鴫田 都市整備局 景観調整課長 酒井 道路局 交通安全・自転車政策課長 小永井 消防局 指導課長 飯島 都市整備局 市街地整備推進部 市街地整備推進課長 |
| 開催形態 | 第1号議案 許可処分報告及びその他 公開 第2号議案及び第3号議案 非公開 | |
| 傍聴人 | なし | |

| | |
|-------------|---|
| <p>議題</p> | <p>1 第1号議案（建築基準法第43条第2項第2号の同意） 第一種中高層住居専用地域（港南区港南五丁目2205番の5の一部）において、接道規定を満たさない敷地に一戸建ての住宅を新築すること。</p> <p>2 第2号議案（審査請求・30建－3号） 建築基準法第6条の2第1項の規定に基づく建築確認処分の取消しを求め る審査請求の申立て</p> <p>3 第3号議案（審査請求・31建－2号） 建築基準法第7条の2第5項の規定に基づく検査済証交付処分の取消しを 求める審査請求の申立て</p> <p>4 建築審査会包括同意に関する許可処分報告</p> <p>5 その他 会議録の確認（令和元年7月19日開催分）</p> |
| <p>決定事項</p> | <p>1 第1号議案「同意」</p> <p>2 第2号議案は（非公開）</p> <p>3 第3号議案は（非公開）</p> |
| <p>議事</p> | <p>※ 第2号議案及び第3号議案の審議は、「非公開」とする旨決定される。な お、「非公開」の議案については、幹事及び議題提案課等は退席。</p> <p>1 第1号議案（建築基準法第43条第2項第2号の同意） （提案課）</p> <p>※ 申請者、設計者、申請位置、申請要旨、許可事項、建築物概要（主要用 途、構造、階数、高さ、建築面積、延べ面積）、諸元表（用途地域・防火の 指定、その他の地域地区、敷地面積、建築面積・建蔽率、延べ面積、容積率 対象面積・容積率、前面道路等）、関係法令等諸手続等を説明</p> <p>議案の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準時（平成11年）に存在する住宅の建替えである。 ・法第43条の空地は、法第42条第2項道路（公道笹下233号線を含む）か ら分岐された共有名義の私道で幅員は約1.0メートルである。申請地前 面は、既に後退済みで、幅員は約3メートル程度である。また、建築基 準法の道路から申請地までの延長距離は、約25メートル程度である。 ・法第43条の空地を生活道路として共有名義者3軒（申請地含む）が利 用している。 <p>（質疑応答）</p> <p>（委 員）建築基準法の道路から申請地までの延長距離が約25メートル程度で ある旨の記載があるが、これはどういう趣旨か。</p> <p>（提案課）個別提案基準3-4の中に「敷地から法までの距離が、60メートル以 内であること」という許可基準があるため、その基準を満たしていることを</p> |

| | |
|------|---|
| 議事 | <p>表している。</p> <p>(委員) 消火栓との距離について、消火栓の周囲100メートル圏内に申請敷地があればよい、という理解でよいか。</p> <p>(提案課) そうである。</p> <p>(委員) 法の道路から見て申請地手前にある地番2205-3について、法42条2項道路に接している部分は、車が停められてはいるものの、隅切りなど設けられていて後退しているように見える。今回、この部分は空地としては使用しないということか。</p> <p>(提案課) 空地の維持管理の誓約の関係で、今回、空地としては使用しない。</p> <p>「同意」される。</p> <p>2 第2号議案(審査請求・30建-3号) 建築基準法第6条の2第1項の規定に基づく建築確認処分の取消しを求める審査請求の申立て</p> <p>(非公開)</p> <p>3 第3号議案(審査請求・31建-2号) 建築基準法第7条の2第5項の規定に基づく検査済証交付処分の取消しを求める審査請求の申立て</p> <p>(非公開)</p> <p>4 建築審査会包括同意に関する許可処分報告 (提案課) ※ 資料3にて報告</p> <p>5 その他 会議録の確認(令和元年7月19日開催分) ※ 資料4にて報告</p> |
| 資料 | <p>1 許可申請概要書等(第1号議案)</p> <p>2 審査請求書等(第2号議案及び第3号議案)</p> <p>3 建築審査会包括同意に関する許可処分報告書</p> <p>4 会議録(令和元年7月19日開催分)</p> |
| 特記事項 | なし |

※ 本会議録は、令和元年10月18日、各委員に確認を得、確定しました。